

第8章 教科書に関する事務

教科書は、学校における教科の主たる教材として使われる児童・生徒用の図書である。

教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小、中、高等学校、特別支援学校等において、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならないとされている。

なお、高等学校や特別支援学校等において文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書がない場合などには、学校教育法附則第9条第1項の規定に基づき、他の図書（一般図書）を教科書として使用することができる。

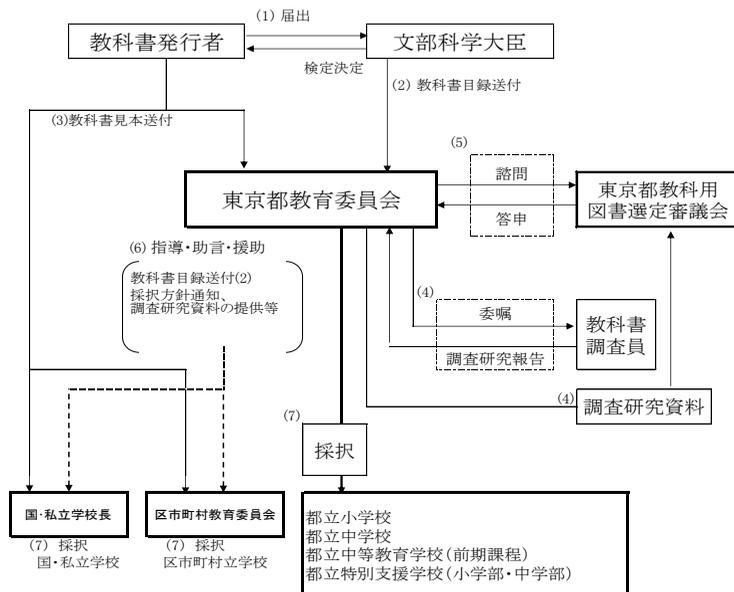
1 教科書の採択

(1) 採択の仕組み

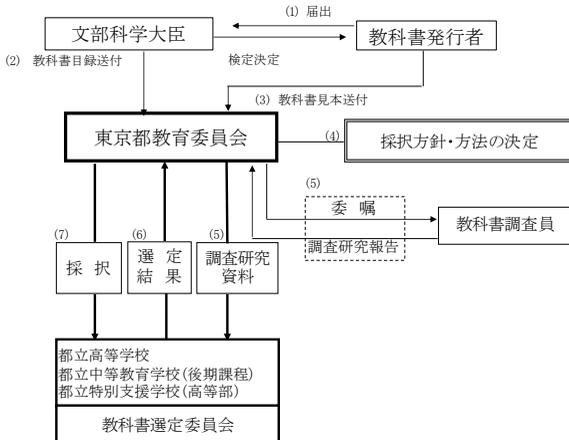
採択の権限は、公立学校で使用する教科書については各学校を設置する区市町村や都道府県の教育委員会にあり、国・私立学校で使用する教科書については各学校の校長にある。

採択の方法は、義務教育諸学校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程））及び特別支援学校（小・中学部）で使用する教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に定められている。高等学校用の教科書については法令上具体的な定めはないが、各学校の実態に即して、各採択権者が採択を行っている。

ア 東京都の義務教育諸学校



イ 都立高等学校等



(2) 東京都教科用図書選定審議会

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、学識経験者、学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者等で構成する東京都教科用図書選定審議会を設置している。都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択や、区市町村教育委員会及び国・私立学校長に対して指導・助言・援助を行うにあたり、あらかじめ審議会の意見をきいている。

(3) 教科書の調査研究

教科書の適正な採択等に資するため、採択替えのある年度等に、新しく検定に合格した教科書や一般図書について、その内容を調査研究している。調査研究は、都内公立学校の教員等のうちから、教科書及び指導書の著作・編集に関与していない等の要件を満たす者を東京都教育委員会が調査員として委嘱して行っている。

2 教科書の無償給与

義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書は、国の負担によって無償で給与されている。

3 教科書展示会

教科書の適正な採択等に資するため、都内の教科書センター等で教科書の見本を展示し、教員の調査研究に供するとともに、広く都民に公開している。

・令和4年度：39箇所で開催

法定展示会 6月1日から7月18日までの任意の14日間